

東米良地域づくり協議会規約

平成21年4月1日
一部改正 令和2年4月1日

(名 称)

第1条 この会は、東米良地域づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は東米良地域住民相互の協力と関係支援団体等との連携及び行政と協働することにより、地域住民のための住みよい地域社会を築くことを目的とする。

(区 域)

第3条 協議会の区域(以下「地域」という。)は、東米良地区内とする。

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、東米良創生会事務所内(西都市大字銀鏡654番地)に置く。

(活動等)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動及び事業を行う。

- (1) 企画広報及び広聴に関すること
- (2) 地域住民及び関係団体等との交流に関すること
- (3) 防犯防災に関すること
- (4) 高齢者福祉に関すること
- (5) 子育て及び子ども育成に関すること
- (6) 暮らし環境整備に関すること
- (7) スポーツ・レクリエーションに関すること
- (8) 健康づくりに関すること
- (9) 歴史・文化の伝承に関すること
- (10) その他目的達成のために必要な活動等

(会 員)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 地域に居住する住民及び協力者
- (2) 地域に住所を置く事業所及び団体の構成員
- (3) 地域を支援する団体の構成員
- (4) その他会長が必要と認める者

(役 員)

第7条 協議会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長兼会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 実行委員会委員長 3名
- (6) その他会長が必要と認めた者

2 会長及び副会長は東米良第1区長、東米良第2区長、東米良第3区長をもって充てる。

3 役員は、役員会で選出し、総会で承認を得るものとする。

4 役員には役員報酬を支給する。ただし、事務局長は除く。

5 役員報酬額は別途運営規定により定める。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 事務局長は、協議会の事務及び会計を総括する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

5 実行委員会委員長は、実行委員会を総括する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、次年度の総会時までとする。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 協議会の円滑な運営を図るため、顧問を設置することができる。

2 顧問は、役員会で推薦し会長が委嘱する。

3 顧問は、協議会の運営のあり方について進言又は助言する。

4 顧問任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、次年度の総会時までとする。

(事務局)

第11条 事務局に若干名の事務局員を置くことができる。

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、役員会及び実行委員会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 総会及び役員会は会長が招集する。

2 実行委員会は実行委員長が招集する。

3 会議は、各会議の構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

4 各会議の議決は、出席者の2分の1以上の賛成をもって議決する。

(総会)

第14条 総会は、年1回とし、必要に応じて臨時会を開催する。

2 総会は、代議員をもって構成し、代議員は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

(1)別表で定めた各公民館の当該年度の世帯数を基準として選出する代議員

(2)第6条第1項第2号及び第3号に該当する代議員で別表に掲げる者

3 前項第1号の代議員の選出は各公民館に委ねる。

4 前項第2号の代議員の選出は役員会に委ねる。

5 代議員任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、次年度の総会時までとする。

6 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1)事業計画・事業報告に関する事項

(2)予算・決算に関する事項

(3)規約の改廃等に関する事項

(4)役員及び実行委員会委員長の承認に関する事項

(5)その他協議会の運営に関し必要と認められる事項

(役員会)

第15条 役員会は、次の各号掲げる事項について協議する。

(1)総会で審議する事項に関する事

(2)実行委員会にかかる協議に関する事

(3)その他会長が必要と認める事項

2 会長が特に認めた場合には、役員以外の者を出席させることができる。

(実行委員会)

第16条 東米良地域の東部地区及び西部地区、並びに中部地区に実行委員会を組織する。

2 前項の東部地区は尾八重・岩井谷を中心とした地域、西部地区は銀鏡・上揚を中心とし

た地域、中部地区は八重・中尾を中心とした地域とする。

3 実行委員会は、第5条の活動等にかかる事業計画を役員会に提案し、各種団体と連携を図り地区住民とともに活動を行う。

4 実行委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 実行委員長 1名

(2) 副実行委員長 1名

(3) 実行委員 若干名

5 副実行委員長及び実行委員は実行委員長が指名する。

6 副実行委員長は実行委員長を補佐し実行委員長に事故あるとき又は実行委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(経費)

第17条 協議会の運営に要する経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(解散)

第19条 協議会を解散する場合は、総会の議決により、総会出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が定める。

[附則]

1 この規約は、平成21年10月24日から施行する。

2 設立年度の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。

[附則] (令和2年4月1日一部改正)

3 この規約の改正は令和2年4月1日から施行する。(第2条、第4条から第20条)

別表(第14条関係)

東米良 (改正案)							
(公民館)			(第6条第1項第2号及び第3号関係)				
公民館名	世帯数	代議員数	事業所等	代議員数	事業所等	代議員数	
銀上自治公民館	82	8	西都市消防団第1分団	1	東米良地区民生委員児童委員協議会	1	
八重自治公民館	9	1	JA西都東米良支所	1	尾八重地区活性化推進委員会	1	
中尾自治公民館	18	2	JA西都東米良青年部	1	宮崎東米良会	1	
尾八重自治公民館	15	2	JA西都東米良女性部		東米良地区体育振興会	1	
岩井谷自治公民館	10	1	児湯広域森林組合	1	(株)かぐらの里	1	
瓢丹渕自治公民館	7	1	東米良診療所	1	米良産魚(株)	1	
小八重集落	12	1	瓢丹渕郵便局	1	石川林業	1	
世帯数を10で除した人数、端数は四捨五入			銀鏡郵便局		東米良創生会	1	
			銀上学園		1		
			銀上学園PTA協議会		1		
計	153	16	計			16	